

みよし市附属機関会議傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、附属機関の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定め、会議の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

(会議の傍聴)

第2条 何人も、会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

(傍聴の制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、傍聴を制限することができる。

- (1) 傍聴人の定員が満員となったとき
- (2) 会議を妨害し、又は他人に迷惑をかけると認められるとき
- (3) その他会議の円滑な運営に支障があると認められるとき

(傍聴人の遵守すべき事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 発言、私語、談話、拍手等をしないこと。
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 係員の指示に従うこと。
- (6) 会議の前後においても静穏を害する行為をしないこと。
- (7) その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人がこの要領に違反するときは、附属機関の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則(平成16年4月1日)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月1日)

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年11月5日)

この要領は、平成22年1月4日から施行する。